

月刊 さくら会計通信**2011年10月号**

今回は、「中小企業倒産防止共済法の改正」についてご説明いたします。また、「消費税課税判定」について、ご案内いたします。

中小企業倒産防止共済

中小企業倒産防止共済（以下、倒産防）は、取引先の倒産等により売掛金債権が回収困難になった時に「掛金総額の10倍に相当する額」か「回収困難となった売掛金債権」のいずれか少ない額を、共済契約者に対して無利子等で貸し付ける制度であります。今回、中小企業の連鎖倒産の防止を目的とした倒産防の一部改正が行われました。なお、改正法の施行は平成23年10月1日となります。

主な改正点は、毎月の掛け金の上限が現行の8万円から20万円と2.5倍に拡大し、掛け金が800万円に達するまで積立が可能となりました。また、取引先の倒産時に無利子での貸し付け可能額が8,000万円を上限に掛け金総額の10倍までとなりました。さらに、貸付金額の償還期間が現行の一律5年から、平成23年10月以降は以下の通りに変更となります。

貸付金額	償還期間
5,000万円未満	5年
5,000万円以上6,500万円未満	6年
6,500万円以上8,000万円以下	7年

その他には、貸付金を12ヶ月以上前倒しで償還した完済者に対しては、新たに手当金を支給する「早期償還手当金制度」が創設されます。具体的には償還期間6年で5,000万円の貸付金を受け、2年後に全額繰上償還した場合には、早期償還手当金80万円が受けられるようになるとのことです。

毎月の掛け金を5,000円から20万円の範囲内（5,000円単位）で自由に選べ、その掛け金は税法上の損金または必要経費に算入できることから、今後需要が拡大すると思われます。

消費税課税判定

兼ねてよりご紹介させていただいております消費税の95%ルールの撤廃に伴い、その消費税の課税判定が大変重要になってきております。今後、より細やかな区分が必要となることが予想されますので、以下に科目別の消費税課税区分の判定の目安を記させていただきました。

なお、消費税における課否判定は取引ごとに行うものですので、勘定科目で行うものではありませんので、この表はあくまでも一つの「目安」である点にご留意ください。

～ 消費税課税区分一覧 ～

勘定科目	課 否 区 分 (△:□特例)				留 意 事 項
	課 税	非 課 税	免 税	不 課 税	
【 損 益 計 算 書 】					
I. 売 上 高					
一般売上高	○				商品・製品売上高、運送収入、加工賃収入、請負収入等
土地売上高		○			非課税
土地賃貸収入	△	○			土地付建物（住宅を除く）の賃貸収入は全額課税・テニスコート等の使用料収入は課税
建物賃貸収入	○	△			住宅の貸付けに係る賃貸収入等は非課税
輸出売上高			○		免税
II. 売 上 原 価					
商品・材料仕入高	○				輸入仕入も課税仕入
土地仕入高	△	○			取得費に加算した土地造成費用、仲介手数料は課税仕入
外注費	○				給与とされない社内外注費等も
III. 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費					
役員報酬・給料等	△			○	出向社員の給与負担額等も不課税
賞与	△			○	現物給付は購入時の課税仕入
法定福利費		○			社会保険料等
福利厚生費	○			△	従業員等に対する現金による祝金・香典等は不課税.
通勤交通費	○				通勤に通常必要と認められる部分は全額課税
荷造運賃	○	△	△		運送保険料は非課税 国際運送等は免税
通信費	○		△		国際電話、国際郵便料金は免税取引
水道光熱費	○				基本課税
事務用品消耗品費	○				基本課税
修繕費	○				税務上資本的支出とされる部分も課税
租税公課	△			○	金券ショップ等から購入した印紙・証紙は課税
車両燃料費	○			△	軽油引取税は不課税

勘定科目	課否区分(△:特例)				留意事項
	課税	非課税	免税	不課税	
交際費	○	△		△	取引先等に対する現金による祝金・香典・謝金等是不課税。 贈答品の商品券・ビール券・プリペイドカード等の購入費は非課税
広告宣伝費	○				課税
保険料		○			非課税
新聞図書費	○				課税
会議費	○				課税
リース料	○	△			契約上、明示されている利子・保険料部分は非課税
顧問料	○				税理士等への報酬は源泉税徴収前の金額が課税対象
寄付金	△			○	現物による寄付は、購入時の課税仕入
地代家賃	○	△			住宅・社宅の賃借料(共益費含む)は非課税
減価償却費				○	課税資産の取得時に課税仕入。
雑費	○	△	△	△	内容によって判定。 ※ 罰料金等是不課税
IV. 営業外収益					
受取利息		○			給付補填金も非課税
受取配当金		△		○	投資信託の収益分配金は非課税
為替(差)損益				○	
雑収入	○	△	△	△	内容によって判定。 ※ 廃材等の売却収入は課税
V. 営業外費用					
支払利息・割引料		○			
支払信用保証料		○			
VI. 特別損益					
固定資産売却額	○	△			譲渡対価が課税対象 ※ 土地等の譲渡は非課税
受取保険金				○	
損害賠償・違約金	△			○	対価性があれば課税

※上記表は、あくまで目安でございますので、判定の際には弊社担当者へお問い合わせ下さい。